

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会
第 694 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 694 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 5 年 7 月 19 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 5 年 7 月 19 日（水） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	深谷 勝義
委 員	1 番	近藤 武
	2 番	服部 啓子
	3 番	濱島 守
	4 番	本田 貴士
	5 番	鈴木 広子
	6 番	竹内 敬三
	7 番	相羽 誠二
	8 番	深谷 英一
	9 番	神谷 登
	10 番	成田 正彦
	11 番	加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

	14 番	浅田 勲
	15 番	大嶋 英二
	16 番	加古 俊治
	17 番	鈴置 省悟
	18 番	深谷 幸子
	19 番	山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 694 回）

令和 5 年 7 月 19 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	使用貸借契約の解約通知について	
7	報告 6	現況証明願について	
8	報告 7	農地改良届出について	
9	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
10	議案 2	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	
11	議案 3	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
12	議案 4	農地法第 4 条第 1 項第 8 号に該当する旨の確認に係る届出について	
13	議案 5	相続税の納税猶予に関する適格者証明書について	
14	議案 6	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）	

・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 694 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』から、日程第 8、報告第 7 号『農地改良届出について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』から、報告第 7 号『農地改良届出について』までを、ご説明いたします。

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の 2 件です。畑が 2 筆で、転用面積は合計で 840 m²です。転用目的は、駐車場と集合住宅等です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内において権利の設定・移転を伴う農地転用で、議案書 2 頁から 8 頁までの 11 件です。畑が 37 筆、田が 11 筆で、転用面積は合計で 6,056.95 m²です。転用目的は、住宅が 6 件、宅地が 2 件、送電線路の高上げ及び電線の張替工事用資材置場、集合住宅、資材置場がそれぞれ 1 件です。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出いただくもので、議案書 9 頁から 10 頁までの 4 件です。畑が 17 筆、田が 7 筆で、合計で 22,781 m²の届出がありました。

続いて、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 11 頁の 2 件です。畑が 3 筆で、合計で 3,486 m²の届出がありました。

続いて、報告第 5 号『使用貸借契約の解約通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 12 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、356.00 m²の届出がありました。

続いて、報告第 6 号『現況証明願について』をご説明します。20 年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書 13 頁の 2 件です。畑が 2 筆で、合計で 330.5 m²の願い出がありました。

最後に、報告第 7 号『農地改良届について』をご説明します。農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 14 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、合計で 3,828 m²の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合しておりました。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を

報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第7号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第9、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』1件をご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うもので、議案書15頁の大府市農業委員会許可案件の1件です。田が2筆で、2,170㎡の申請です。

現在、営農している農地から近く、効率よく耕作ができるため、営農規模を拡大する目的で、取得するものです。議案内容の詳細については、協議会で説明させていただいたとおり、営農計画が提出され農地の全てを効率的に利用することが見込まれ、年間150日以上農業に従事し、周辺の農地利用に支障がないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

1番の譲受人は、所有農地の状況及び従事日数等の要件は全て満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 委員)

特に無いようですので、議案第1号を裁決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第10、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の1件をご説明します。

市街化調整区域内で、所有者自ら行う農地転用で、議案書16頁の愛知県知事許可案件の1件です。畑が1筆で、380㎡の申請です。

この案件は、農家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているものに供する10ha以上の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので、第1種農地と判断することができます。なお、この案件は、昨年12月の総会で農振農用地除外案件として審議していただいたものです。

また、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問・意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思えます。

1番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

1番の申請地は、土地造成は切土と盛土をしますが、緑地帯を設けたり、コンクリートブロック積をしたりします。雨水は、集水桝で集水して道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会は特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の意見なしで、愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第11、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の4件を上程します。このうち5番の案件は、鈴木広子委員が議

事参与にあたる議案となります。始めに、議事参与の案件に該当しない3件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の4件のうち議事参与に該当しない3件をご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用です。議案書17頁から18頁までの愛知県知事許可案件の3件です。内訳は、田が1筆、畑が3筆で、転用面積は合計で3,912㎡の申請です。なお、1番の案件については、許可申請の取下げがありました。

始めに、2番の案件は、駐車場と資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、水道管、下水道管の2種類の管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道にあり、おおむね500m以内に、神田小学校と神田公民館があり、2つ以上の教育施設と公共施設が所在する区域にある農地に該当しますので、第3種農地と判断することができます。

次に、3番の案件は、資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業所施設、公共施設、公益的施設が連坦している区域に近接する農地で、その規模が10ha未満の区域にあるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

最後に、4番の案件は、利用地への進入路として整備する目的で転用するものです。農地区分は、既設の駐車場の拡張であって、既存の駐車場の敷地面積の2分の1を超えないものに該当しますので、第1種農地と判断することができます。

以上の案件につきましては、いずれも、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

2番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

2番の申請地は、土地造成はなく砕石敷きとします。雨水は、自然浸透により排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、山口茂樹委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

3番の申請地は、整地のみです。雨水は、自然浸透や既設U字溝によって排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題

はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、近藤武委員どうぞ。

(近藤武 委員)

4番の申請地は、整地のみで砕石敷きとします。雨水は、自然浸透によって排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題ははありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号のうち議事参与の制限に該当しない3件を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号のうち議事参与の制限に該当しない3件は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、議案第3号のうち5番の案件は、鈴木広子委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与に該当するため、鈴木広子委員は、退出をお願いします。

(鈴木広子 委員 退出)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第3号のうち、鈴木広子委員の議事参与である5番の案件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議事参与案件である5番の案件についてご説明します。議案書18頁の1件で、畑が3筆で、転用面積は981.21㎡の申請です。

この案件については、農業用倉庫兼作業員休憩室、直売所、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内と判断することができます。なお、農用地区域内ではありませんが、転用目的の農業用施設と駐車場は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画で指定された用途に供するものと位置づけられているものです。

また、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区の委員より意見をいただきたいと思います。5番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

5番の申請地は、土地造成はありませんが、一部砂利敷きとします。雨水は、自然浸透により排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほか意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号のうち議事参与の制限に該当する1件を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号のうち議事参与の制限に該当する1件は、委員会の「意見なし」で愛知県知事へ送付することを決定します。

鈴木広子委員は入室してください。

(鈴木広子 委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第12、議案第4号『農地法第4条第1項第8号に該当する旨の確認に係る届出について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農地法第4条第1項第8号に該当する旨の確認に係る届出について』ご説明します。所有者自ら農業用施設などへ転用する農地の面積が2a未満の場合に届出されるもので、議案書19頁の1件です。協議会で担当からのご説明のとおり問題はないと考えられます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号について採決します。
原案のとおり確認受理することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり確認受理することに決定します。

次に、日程第13、議案第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明書について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明書について』ですが、農地の相続人が、相続税納税猶予の特例を受ける者として、適格の確認を税務署から求められています。議案書20頁の1件の依頼がありました。全ての特例適用農地は区画整理中で確認はできませんが、特例適用農地以外については、作付け・管理がされていますので、特に問題はありません。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。
1番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(大嶋英二 委員)

1番の特例適用農地は、区画整理中で確認はできませんが、特例適用農地以外では、作付け・管理がされていますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号について採決します。
原案のとおり証明することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、日程第14、議案第6号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)』の1件を上

程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第6号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)』の1件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを趣旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書第21頁の1件です。借り手は、市内の方が1名で、農業経営基盤強化促進法第18条第2項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第6号について採決します。
原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。
これで、全案件が終了いたしました。
以上を持ちまして、第694回総会を閉会します。